

各指定確認機関の長 様

焼津市建築指導課長

確認申請における土地区画整理事業区域内の地名地番の表記について(お知らせ)

日頃より、焼津市建築行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、確認申請書第二面【1. 地名地番】の表記について、建築物の計画敷地が土地区画整理事業区域内に該当する場合、下記のとおりとしましたので、お知らせいたします。

つきましては、設計者への啓発と周知の御協力をお願いいたします。なお、本件について焼津市HPに掲載、別途チラシを添付しておりますのでご活用ください。

(URL : <https://www.city.yaizu.lg.jp/g06-003/index.html>)

記

1 正式名称

志太広域都市計画事業 焼津市(南部・会下ノ島石津)土地区画整理事業 第○街区符号○

2 問題がない例

- (1) 焼津市 会下ノ島石津土地区画整理事業 ○街区符号○
→「志太広域都市計画事業」、「第」を省くことは問題ありません。
- (2) 静岡県焼津市 南部土地区画整理事業区域内(地内・地区) ○街区符号○
→「静岡県」、「区域内」、「地内」、「地区」を加えることは問題ありません。
- (3) その他
 - ・従前地の記載はあっても問題ありません。
 - ・「仮換地」、「保留地」、「一般保留地」、「付け保留地」の文言記載は不要です。

3 修正していただく例

- (1) 静岡県焼津市 志太広域都市計画事業
焼津市 会下ノ島石津土地区画整理事業○街区符号○
→「焼津市」が被る表記または「志太広域都市計画事業」の前に「静岡県焼津市」を表記しないでください。
- (2) 静岡焼津市 南部地区 第○街区符号○
→「土地区画整理事業」であることが分かるよう表記してください。
- (3) 静岡県焼津市 志太広域都市計画事業 ○街区符号○
→焼津市では2つの地区で土地区画整理事業を行っています。南部土地区画整理事業又は会下ノ島石津土地区画整理事業のどちらか分かるよう表記してください。

(担当)
焼津市都市政策部建築指導課建築審査担当
TEL : 054-626-2161
FAX : 054-626-2184
e-mail : kenchiku@city.yaizu.lg.jp